



2022年1月27日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

(経過報告) 当社にかかる訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2021年6月22日に、Jトラスト株式会社が当社、及び子会社である株式会社ウエッジホールディングス、並びに他1社に対し、損害賠償請求訴訟を提起した旨の適時開示を行いました。当該訴訟につきまして、本日、代理人弁護士から連絡を受け取りましたので、お知らせいたします。

記

1. 当該訴訟が提起された裁判所及び年月日

- (1) 提起された裁判所 東京地方裁判所
- (2) 提起された日 2021年6月21日

2. 訴訟されるに至った経緯

当社持分法適用関連会社(※)であるGroup Lease PCL(以下、GL)が発行した総額180百万USドルの転換社債保有者であったJTRUST ASIA PTE. LTD.(以下、Jトラストアジア)は、GLがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、錯誤を理由として2017年11月30日付けで、転換社債の投資契約解除と転換社債180百万USドルの即時一括弁済等を請求しており、タイ王国及びシンガポール共和国においてGL並びにGL子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD.(以下、GLH)等に対して各種の訴訟が提起されており、一部は終結したものの係争中となっております。

当該訴訟に関連して、Jトラストアジアは当社等に対して、GL元役員とGLとの共同不法行為に基づく損害の一部として、24.3百万USドルの支払いを求める損害賠償訴訟を提起したものであります。

※2021年11月12日付「連結子会社であるGroup Lease PCLの持分法適用関連会社への異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、GLは2021年9月30日をみなし異動日として、当社連結子会社から持分法適用関連会社へ異動しております。

3. 当該訴訟を起こした者

- (1) 商号 JTRUST ASIA PTE. LTD.
- (2) 本店所在地 シンガポール共和国
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 藤澤 信義

4. 当該訴訟の内容

(1) 訴訟の内容

当社、当社子会社の株式会社ウエッジホールディングス、他1社に対して、GL元役員とGLとの共同不法行為に基づく損害の一部として、24.3百万USドルの支払い請求

(2) 支払い請求金額

金24.3百万USドル（日本円で約27億87百万円）

注) 上記につきましては、代理人弁護士が東京地方裁判所から訴状の送達を受け、本日当社が受領しました。

5. 今後の見通し

当該訴訟につきましては、2021年6月22日に訴訟提起があったことはJトラスト株式会社の開示により把握しておりましたが、訴状の送達がなされるまでに時間を要しておりました。

また、Jトラストアジアに対して東京地方裁判所が担保提供を求めており、担保提供が完了するまでは第1回期日の指定はされない予定であると代理人弁護士から報告を受けております。

今後の対応につきましては、法律専門家とも十分協議を行い、当該内容を精査の上、当社グループの正当性を主張すべく最善の手段を講じてまいります。

また、公表すべき事項が生じた場合には改めてお知らせいたします。

以 上